高知県食品総合衛生管理認証基準(第3ステージ)

平成28年6月1日策定

) - 必須基準:認証に必須な基準 Δ - 追加基準(選択):第3ステージの必須基準に追加する基準	追加基	チェ
	該当する項目を選択し、そのうち6割以上満たすことが必要 「一」では、「「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、」では、「では、」では、「では、「では、」では、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	準(選択	ク
2 #	西設設備等の衛生管理	~	欄
2.1 2.1.3	<u>敷地の管理</u> 樹木、芝生等の植栽がある場合は、それらを管理すること	Δ	
2.2 2.2.7	製造・加工・調理施設等の構造 排水溝は、清掃しやすく、排水が適切に流れるような勾配を有し、食品に影響を及ぼ	_	
2.2.1	排水溝は、滑掃しやすく、排水が適切に流れるような勾配を有し、良品に影響を及ば さないような構造及び配置であること		
2.2.1	なお、この場合、網戸の網目の大きさは、格子幅1.5mm以下であること	Δ	
2.2.1	にあっては、下処理場(検収場を含む)、調理場、更衣場(室)、職員専用のトイレが設けられていること	Δ	
2.2.1	なお、下処理場はシンクや道具を分け、汚染作業場として明確に区分されていること 9 製造・加工・調理室の入口には、二重扉又はエアシャワー若しくは相応の区画管理が 可能な設備が設置されていること	Δ	
	AI 사 스 M · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
2.3 2.3.1	製造室等の手洗い設備 手洗い設備は、必要に応じて施設外部との出入口、汚染作業区域、準清潔作業区	Δ	
	域、清潔作業区域ごとに従事者の手洗いに適当な位置に設けられていること		
2.3.2		Δ	
2.3.3	11. 1 - 1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Δ	
2.3.7	ナボい設備からの小は4gが下来口などを方案しないようにすること		
2.4	トイレの衛生管理		
2.4.1	トイレは、清潔区域に影響がないよう設置されていること	Δ	
2.6 2.6.7	機械器具の衛生管理 機械の潤滑油が製品と接触する可能性がある場合は、食品用グレードの油を使用す	Δ	
2.0.7	(成成の周月油が、表面と接触する可能性がめる場合は、及面用プレードの油を使用すること		
3 宿	性事者の衛生教育		
-			
3.1	計画的な従事者教育		
3.1.1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Δ	
3.1.3			
3.2	教育内容		
3.2.1	育・訓練を行うこと	Δ	
3.2.2		Δ	
3.2.3	適度な頻度で、理解度・習熟度の確認を行うこと	Δ	
4 括	を設設備、機械器具の保守点検 というというというというというというというというというというというというというと		
4.1 4.1.1	保守点検 施設、設備、機械器具の維持管理のため、メンテナンス計画を作成すること	Δ	
5 枕	a <mark>ずみ、昆虫等の防除 </mark>		
5.1	防除と記録		
5.1.1	施設環境に応じた防除について、年間計画を策定すること	Δ	
5.1.7	生息状況調査又は駆除を外部に委託する場合は、使用する薬剤等その内容を把握 すること	Δ	

6 使	用水の衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
6.1	設備		
6.1.2	食品、調理器具等にホース等を経由した水を用いる場合は、規格に適合したものを使用すること	Δ	
0 44	事者の衛生管理		
8 1JL	争名の倒生官理		
8.1	食品取扱者の衛生管理		
8.1.8	マスク、手袋、エプロン等は目的に沿ったものを使用すること	Δ	
8.1.9	作業着は目的以外の使用を禁じること	Δ	
8.1.11		Δ	
8.2	食品取扱者の健康管理	_	
8.2.5 8.2.7	10月から3月にはノロウイルスの検便検査を含めること 健康診断の定期的な実施方法を定めること	Δ	
0.2.7	医尿が可りた効ける天心力などだめること		
8.3	来訪者の管理		
8.3.1	受付を設置し、部外者が容易に入室しないようにすること	Δ	
8.3.2	来訪者に対する入室ルールを定めること	Δ	
9 食	品等の衛生的な取扱い		
9.1	作業手順書等の整備	_	
9.1.4	CIPシステムの操作マニュアルを定めること	\triangle	
9.1.5	加熱殺菌装置の操作マニュアルを定めること キャッパー、シーラー等機械器具の操作マニュアルを定めること	Δ	
9.1.0	イヤッハー、ソープー寺成機品具の採作マーユアルを定めること		
9.2	異物混入対策		
9.2.2	備品類の混入防止対策を行うこと	Δ	
9.2.3	テープ、輪ゴム等を使用する場合、食品への混入時に発見しやすい色の物を使用す	Δ	
	ること		
9.2.4	刃物の破損やねじの脱落などについて、作業前後に確認するルールを定めること	Δ	
9.2.5 9.2.7	製造・加工・調理を行う区域の照明設備は、飛散防止対策をとること 金属探知機を設置する場合は、取扱いについて定めること	Δ	
9.2.7	・ 立属採却機を設置する場合は、取扱いについて足めること CIPシステムは、稼働中のラインから分離すること	Δ	
9.2.8	CIP洗浄時は、洗剤・殺菌剤の使用濃度又は使用量を記録すること	Δ	
0.2.0	の17 が17 16、が27 校園内の区川版区へ16区川里と記録すること		
9.3	食品等の取扱い		
9.3.6	保管区域は乾燥し、換気が良いこと	Δ	
	必要に応じ、温度湿度のモニタリングと管理を行うこと		
9.3.8	開封した原材料の使用や製品リパック等の工程戻しがある場合は、ルールを定めること	Δ	
9.4	アレルギー物質の管理		
9.4.2	アレルギー物質を考慮した原材料、製品等の保管区分を行うこと	Δ	
9.4.3	アレルギー物質を考慮した作業動線とすること	Δ	
	また、作業動線が交差する場合は、適切な洗浄方法の設定等その対策をとること		
9.5	製品の配送		
9.5 9.5.1	要品の配送 配送工程がある場合は、配送温度、コンテナ使用の有無、販売店又は客に提供する	Δ	
0.0.1	能 広工程がめる場合は、能 に通及、コンデナ使用の有無、 級元店又は各に提供する までの時間等を考慮した配送方法について規定すること	🗀	
9.5.2	- などの所間等を特慮した配送が出たったで就足すること 容器の回収がある場合、容器の洗浄に関するマニュアルを作成すること	Δ	
12 そ	の他		
12.1	セキュリティ		
12.1.1	施錠すべきところが開放されたままでないか、定期的に確認すること	Δ	
10.0	佐田士Z薬剤の取り扱い。		
	使用する薬剤の取り扱い 薬剤は食品等とは別に保管すること	^	
12.2.2 12.2.3	71.71	Δ	
12.2.5		Δ	
12.2.0	11/1//7/14 寸木川マ 区川バー アビルグラー		

12.3	食品表示		
12.3.2	表示作成のための作業手順を定めること	Δ	
12.3.3	表示が正しく行われているか、確認するためのルールを定めること	Δ	
		追	
		加	
		49	